

議案第46号

岩倉市国民健康保険税条例等の一部改正について

岩倉市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年6月4日提出

岩倉市長 久保田桂朗

## 岩倉市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(岩倉市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 岩倉市国民健康保険税条例（昭和46年岩倉市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「580,000円」を「610,000円」に改める。

第28条中「580,000円」を「610,000円」に改め、同条第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同条第3号中「500,000円」を「510,000円」に改める。

(岩倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岩倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成31年岩倉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の岩倉市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 新条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。